



青少年の非行・被害防止のために

青少年を取り巻く環境は日々変化し、青少年が犯罪に巻き込まれる事件も起きています。市では「あさひの子 地域みんなで育てましょう」を合言葉に、県や各種団体と連携し、各種活動を展開します。

主な取り組み

- 地域協力員による「地域あいさつ運動」
- 盆踊り会場での見回りと声掛け
- 非行防止横断幕の掲出

青少年健全育成に関する意見、ポスターを募集

僕の意見 私の考え (作文)	内 容	400字詰め原稿用紙3～5枚(小学生は1～3枚)程度に、子どもから見た「友だちとの関わり、学校・社会での体験」、大人から見た「子どもたちの言動や様子」など、「こうするとよい」「こんな素晴らしいことがある」という意見などをまとめてください。
	対 象 者	市内在住・在勤・在学の小学生以上のかた
	応募方法	9月9日(金)までに郵送か直接。郵送の場合は①テーマ(題名)②住所③氏名・ふりがな④年齢⑤性別⑥電話番号⑦学校名または勤務先を記入
ポスター	内 容	家族の絆、会話のある明るい家庭、万引き・薬物の禁止、いじめをなくすなどを表現・呼び掛けるもの
	対 象 者	市内在住の小・中学生
	応募方法	9月9日(金)までに作品と応募用紙(少年センターで配布。ホームページからもダウンロード可)を郵送か直接(四つ切り画用紙で1人1点)
共通事項	提出先	市内の小・中学生は各学校、その他のかたは少年センター(土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時)
	そ の 他	●令和5年1月21日(土)に文化会館で開催予定の「市青少年健全育成推進大会」で優秀作品の表彰と意見発表あり●応募者全員に記念品を進呈●作品は未発表のものに限る●作品は原則返却不可

応募・問い合わせ先／中央公民館内少年センター(〒488-0803東大道町山の内2410-2) ☎76-8129

児童・生徒就学援助制度

経済的に困窮している児童・生徒の保護者に、
就学にかかる費用を援助しています。

対 象 者	国公立の小・中学校の児童・生徒の保護者で、次のいずれかに該当するかた ●生活保護を受けている●生活保護停止または廃止になった●市民税が非課税または市民税の減免を受けた●個人の事業税の減免を受けた●固定資産税の減免を受けた●国民年金保険料の免除を受けた●国民健康保険税の減免または徴収の猶予を受けた●児童扶養手当の支給を受けた●生活福祉資金貸付制度による貸し付けを受けた●日雇労働被保険者手帳を有する日雇労働者または職業安定所登録日雇労働者●その他、経済的に困窮していると教育委員会が認めた
申請方法	下記を持参し、学校教育課または児童・生徒の就学している学校に直接か郵送 ①申請書(学校教育課、市内小・中学校で配布。ホームページからもダウンロード可) ②振込先の口座番号が分かるもの(写し)③対象となることが分かる書類(写し)④申請者の身分証明書(写し)
そ の 他	●申請の翌月から適用●詳細は問い合わせください

申請・問い合わせ先／市役所学校教育課庶務係 ☎76-8176